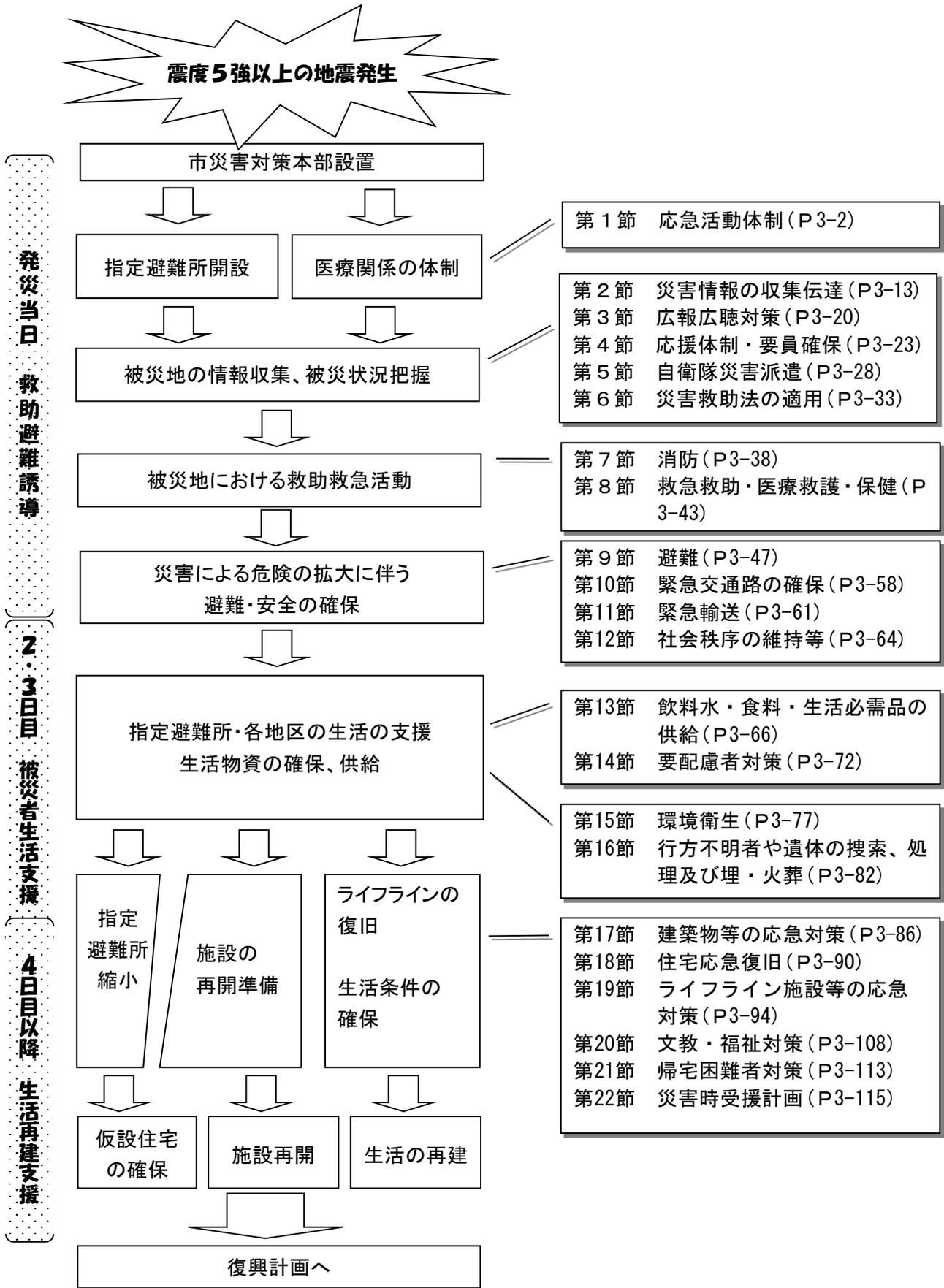


第3章 震災応急対策計画



第1節 応急活動体制

■計画の主旨

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市の区域を管轄し、又は管轄区域内の応急対策について責任を有する機関は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び市防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第1項 職員の動員配備	1 職員の参集配備基準	●			全職員
	2 配備体制時の動員人員	●			全職員
	3 配備体制に基づく措置	●			各部長、各課長
	4 配備体制の特例	●			本部長（市長）
	5 職員の服務	●			全職員
第2項 市の活動体制 （市災害対策本部）	1 活動体制の整備	●			本部班
	2 災害救助法が適用された場合の体制	●			本部班
	3 住民の応急活動体制	●	●		自治会、自主防災組織、地区対策本部
第3項 災害時における施設の利用方針		●	●		各班、各施設職員

■計画の内容

第1項 職員の動員配備

1 職員の参集配備基準

- ・地震災害については、震度を目安として配備参集基準を設定する。
- ・震度5強以上の場合、市災害対策本部を設置、震度5強で非常体制第1配備、震度6弱以上で非常体制第2配備をとる。

表3-1 動員配備の概要

勤務状況	震度	職員の動員配備
勤務時間内	震度4	通常体制で関係する課が連携し、被害状況を把握する。
	震度5弱	通常体制で全課が人員を配置できる体制をとり、各課が連携して活動する。
	震度5強	市災害対策本部を設置、班体制をとり、局地被害に対処する人員を配置する。
	震度6弱以上	市災害対策本部を設置、全職員を配置する。
勤務時間外	震度4	職員緊急参集マニュアルに基づき、関係課が参集する。
	震度5弱	
	震度5強以上	職員緊急参集マニュアルに基づき、全員が自動参集する。

- ・大規模災害では、行政そのものも被災し、人員や物資、ライフライン等が大きな制約を受けることが予測され、平常時と同様な執務環境が確保できない中で、災害対応業務の増大と人的制約を受けながらも業務を継続する必要がある。また、災害による行政の事務の停滞は、住民生活に与える影響が大きくなることから、市は迅速かつ的確な災害応急対策を講じつつ、優先すべき行政機能を確保する。このため、市は災害に備え必要な資源の準備や対応方針・手段を定める業務継続計画を策定する。震度6弱以上の揺れが発生した場合には、この業務継続計画に基づき、必要最低限の業務を除き、通常業務を中断し、災害応急対策業務を行うものとする。

表 3-2 災害時の配備体制

体制名称	震度	時期と活動内容	活動体制	
			勤務時間内	勤務時間外
警戒体制 (通常の体制)	第1配備	震度4 災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する態勢	・関係課が連携し、被害状況を把握	・職員緊急参集マニュアルに基づき、関係課が参集
	第2配備			
	第3配備	震度5弱 軽微な災害が発生した場合において、災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する態勢	・概ね全課が人員を配置できる体制をとり、各課が連携して活動	
非常体制 (市災害対策本部設置)	第1配備	震度5強 相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように当該部長が必要と認める職員を配備して活動する態勢	・各班は体制をとり、被害状況に応じて市災害対策本部の指示により活動	・全員が自動参集
	第2配備	震度6弱以上 激甚な災害が発生した場合において組織及び機能の全てをあげて活動する態勢	・全員が活動できる体制	

※「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を決定する。

2 配備体制時の動員人員

配備体制別の職員動員数は、「災害対策本部等に関する要綱」に定めるとおりとする。ただし、災害の状況及び応急措置の進捗状況等により、動員人数を適宜増減することができる。また、初動期の活動を迅速に行うために、職員緊急参集マニュアルに基づき指定職員を配備する。

なお、動員計画は、年度による変更・差し替えがあるため、資料編（P資-17 災害対策本部等に関する要綱 別表第3号（第11条関係））に示す。

3 配備体制に基づく措置

担当	対策内容
各部長	各部長は、部内の各班の活動要領を定め、所属職員に周知徹底させておかなければならない。また、配備体制の指令を受けたときは、上記の活動要領に基づき所属職員に対して必要な指示をしなければならない。
各課長	各課長は、動員計画に基づく各配備体制の職員をあらかじめ指定しておく。また、指定した職員が不在の場合も考慮し、予備要員の指定もしておく。

4 配備体制の特例

担当	対策内容
本部長（市長）	本部長（市長）は、災害の状況その他により必要があるときは、特定の部に対してのみ配備体制の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる配備体制の指令を発することができる。 また、大規模災害発生時等の非常時に、災害対策本部各班の要員として防災事務経験職員を、危機管理体制に組み込み、発生当初から災害対策本部各班の要員として積極的に活用するものとする。

5 職員の服務

担当	対策内容
全職員	全ての職員は、市災害対策本部が設置された場合は次の事項を遵守する。 (1) 常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意すること (2) 不急の行事、会議、出張等を中止すること (3) 正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと (4) 勤務場所を離れる場合には、上司と連絡をとり常に所在を明らかにすること (5) 自らの言動で住民に不安、誤解を与えないよう留意すること

第2項 市の活動体制（市災害対策本部）

市は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、市防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努めるものとする。

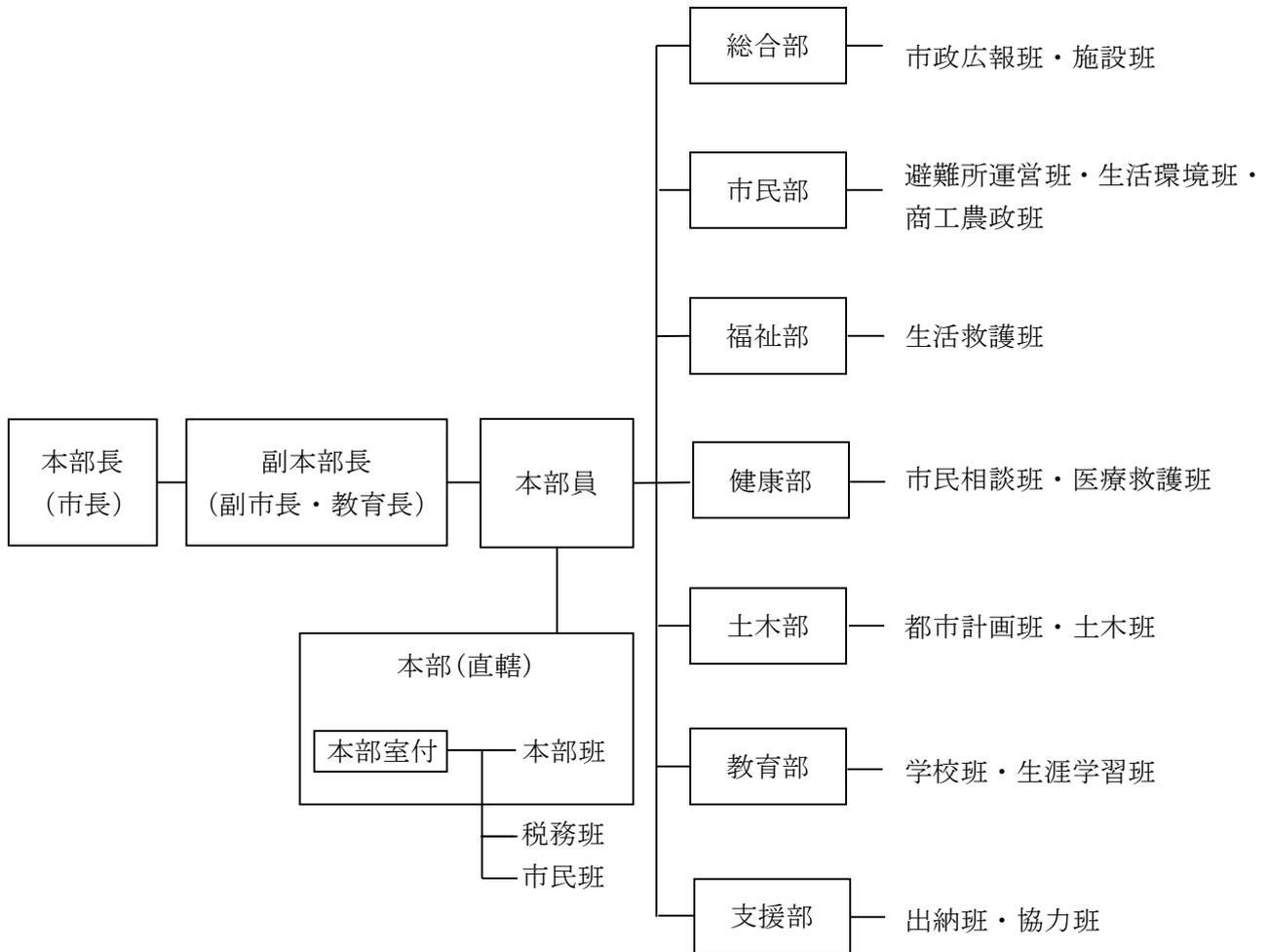
1 活動体制の整備

市防災計画及び市災害対策本部条例に基づき、別に定める災害対策本部等に関する要綱により活動体制を定めるとともに、その旨を職員に周知徹底しておく。

その大綱は、次のとおりである。

担当	対策内容
本部班	<p>(1) 市災害対策本部の設置基準</p> <p>次の場合に市災害対策本部を設置する。</p> <p>ア 市の地域に相当規模の災害が発生し、拡大し、又は発生するおそれがある場合において、市長が防災の推進を図る必要があると認めたとき。</p> <p>イ 市の地域に非常災害又は激甚な災害が発生したとき。</p> <p>ウ 市の地域に災害救助法が適用される災害が発生したとき。</p> <p>エ 市の地域に震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>オ 大規模地震対策特別措置法に基づく「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたとき。</p> <p>カ その他市長が特に必要と認めたとき。</p> <p>(2) 市災害対策本部の設置及び閉鎖</p> <p>市長は、上記の基準に該当するような災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、市災害対策本部条例及び本部要綱に基づいて市災害対策本部を設置する。</p> <p>また、市長は、市の地域に災害の拡大するおそれが解消したとき、又は災害発生後における措置がおおむね完了したときは、市災害対策本部を閉鎖する。</p> <p>(3) 市災害対策本部設置及び閉鎖等の通知</p> <p>市災害対策本部設置及び配備体制の決定、又は市災害対策本部の閉鎖及び配備体制の解除が行われた場合には、総務部長は直ちに、次に掲げる機関、組織のうち必要と認めるところに対して通知をする。</p> <p>また、本部室又は必要な場所に「鶴ヶ島市災害対策本部」の表示を行う。</p> <p>ア 市各部課</p> <p>イ 県知事（災害対策課）</p> <p>ウ 消防長及び警察署長</p> <p>エ 防災会議委員</p> <p>オ 隣接市長</p> <p>カ その他必要と認める機関の長</p> <p>(4) 市災害対策本部の組織</p> <p>市災害対策本部の組織は、市災害対策本部条例及び本部要綱の定めるところによる。</p>

図 3-1 市災害対策本部の編成



※資料

- 鶴ヶ島市災害対策本部条例 (P資-5)
- 災害対策本部等に関する要綱 (P資-6)
- 様式 2 本部長指令 (P資-36)
- 様式 3 警戒体制等配備の施行についての通知書 (P資-37)
- 様式 4 警戒体制等発令書 (P資-38)